災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定

千葉市（以下「甲」という。）と公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関東支部（以下「乙」という。）は、甲の所管する下水道施設（管渠、処理場、ポンプ場、その他の施設）（以下「下水道施設」という。）が自然災害により被災した場合（以下「災害時」という。）における乙の技術支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、下水道施設に対する災害時被害の拡大防止と被災した下水道施設の早期復旧を図ることを目的として、甲に対する乙の技術支援協力に関する基本的事項を定める。

（技術支援協力の定義）

第２条　この協定における乙の技術支援協力とは、乙による支援可能な会員（以下、「支援協力者」という。）の紹介と、支援協力者の中から甲より選定された会員（以下「業務実施者という」。）が実施する業務をいう。

２　業務実施者の実施業務の範囲は、災害時における被害状況の調査、応急復旧方法に関する助言及び災害査定資料の作成などの災害復旧及び応急復旧の業務のうち甲が要請する業務であって、業務実施者が対応可能な範囲とする。

（技術支援協力の要請）

第３条　甲の乙に対する技術支援協力の要請は書面（様式第１）にて行う。

２　乙は、前項による要請があった場合は、速やかに乙を構成する会員の中から、支援協力者を書面（様式第２）により甲に通知する。但し、災害の状況等やむを得ない事情により、会員が技術支援協力を実施できない場合においてはこの限りではない。

３　甲は、前項による通知があった後、支援協力者の中から業務実施者を選定し、書面（様式第３）により業務実施者に通知する。

４　前３項において、書面による要請及び通知ができないときには、口頭又は電子的方法による要請及び通知ができるものとし、この場合、要請及び通知後できるだけ速やかに書面を提出する。

（委託契約の締結及び費用負担）

第４条　甲は業務実施者と業務内容を協議し、速やかに業務委託契約を締結する。

２　委託契約に基づく業務（以下「支援業務」という。）に係る費用は、甲による負担とし、業務実施者と協議する。

３　業務実施者は、業務終了後、業務委託契約書に基づく費用を甲に請求する。甲は業務実施者の請求に応じて、所定の手続きにより費用を支払う。

４　第１項の業務委託契約締結後に、契約変更が必要な事項が生じた場合には、甲と業務実施者は協議して業務委託契約を変更することができる。

（業務の実施）

第５条　業務実施者は、委託契約を締結した業務を速やかに遂行しなければならない。

（報告）

第６条 業務実施者は、支援業務が終了したときは、速やかに甲に書面（様式第４）をもって報告する。ただし、緊急を要するときは口頭で報告し、その後遅滞なく報告書を提出するものとする。

（労災及び損害補償など）

第７条　支援業務において、労務災害等が発生した場合は、業務実施者の労災保険を適用する。

２　支援業務の実施に伴い、甲及び業務実施者の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は業務実施者に損害が生じた場合は、業務実施者は、その事実の発生後速やかに、その状況を書面により甲に報告しなければならない。その対応措置について、甲及び業務実施者は協議して定める。

３　業務実施者が行った支援業務において、委託契約の内容に適合しない箇所がある場合は、甲及び業務実施者が協議し、対応措置を定める。

（連絡体制）

第８条　技術支援協力の要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲及び乙はそれぞれ連絡体制を定めておくものとし、甲及び乙の連絡体制は、次のとおりとする。

（１）甲の連絡先は、千葉市建設局下水道施設部下水道整備課とする。

（２）乙の事務局連絡先は、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関東支部とする。

（情報の保護）

第９条　甲、乙及び業務実施者は、この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

（合同訓練）

第10 条　甲及び乙は、必要に応じ、情報伝達訓練等の合同訓練を行う。

２　前項の合同訓練の時期及び内容は、甲及び乙の協議により定める。

（協定の有効期間）

第11 条　この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、有効期間は令和　年３月３１日までとする。

２　甲又は乙から書面による協定終了の意思表示がない限り、さらに１年間その効力を継続するものとし、その後も同様とする

３　前２項にかかわらず、甲又は乙は、締結相手方それぞれとの事前協議を経て、協定を破棄することができる。

（代表者の変更）

第12 条　代表者に変更が生じた場合、速やかに通知することとし、甲又は乙の代表者の変更に伴う協定の変更は行わないものとする。

（補則）

第 13 条　この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じたときは、甲及び乙による協議のうえ定める。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

令和 ７年 ５月１５日

甲　千葉市中央区千葉港１番１号
千 葉 市
千葉市長　神谷　俊一

乙　東京都荒川区西日暮里５丁目２６番８号
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関東支部
支部長　　菅原　一孝

様式第１

令和　　年　　月　　日

（公社）全国上下水道コンサルタント協会関東支部
支部長　菅原　一孝　様

千葉市長　　神谷　俊一

下水道技術支援協力要請書

災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定第３条第１項の規定に基づき、次のとおり要請します。

被害概要	別紙のとおり
要請内容	（１）被害状況の調査 ・被害情報の収集、整理の補助　・調査方法に関する助言 ・調査結果の整理方法に関する助言　・調査結果の整理補助 ・二次調査実施個所の判定基準に関する助言　・二次調査個所の選定 ・二次調査資料の作成　・他協定事業者等との連絡調整 （２）応急復旧 ・緊急措置、応急復旧の方法に関する助言 （３）災害査定資料作成 ・整理方法や整理内容に関する助言　・査定対象の判断基準に関する助言 ・作成補助 （４）その他甲、乙間で協議し必要となった業務
要請日時	令和　　年　　月　　日（　）　　AM　・　PM　　時　　分
要請期間	要請日から　　か月間　程度
要請人数	名
要請担当者 及び連絡先	千葉市建設局下水道施設部下水道整備課 担当者 連絡先（電話）043-245-5426　　（FAX）043-245-5594 （E-mail）seibi.COF@city.chiba.lg.jp
備考	

様式第２

災害復旧業務対応可能コンサルタント一覧表

支援協定締結団体名：千葉市

公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会　　関東支部　　作成：令和〇〇年　〇〇月〇〇日

本表は、被災時に災害時支援協定を締結した地方公共団体等より協会に災害復旧業務（有償）に係る会員紹介要請があった場合に、当該地方公共団体に提示するために支部毎に会員に対して、災害復旧業務対応可能施設を確認して作成したものです。

あくまでもこの調査は、確認時点での対応可能状況を調査したものですので、諸般の事情で対応できないこともあることをご理解願います。

また、契約関連事務については、会員企業との連絡等は直接にとっていただくようお願いします。

地方公共団体におかれましては、希望される災害復旧業務対応可能施設に、「〇」が記入されている会員コンサルタントから適時選択いただきますようお願い致します。

番号	会　員　名	連絡窓口者 氏名	連絡先 電話・メール	災害復旧業務 対応可能施設		備考
				管路	施設	
例	株式会社 〇〇コンサルタント	〇〇　〇〇	TEL　00-111-2222 E-mail aaa_bbb@ccc.ne.jp	〇	〇	

様式第３

令和　　年　　月　　日

（　業　務　実　施　者　）

千葉市市長　　神谷　俊一

技術支援協力要請書

災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定第３条第３項の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

被害概要	別紙のとおり
要請内容	（１）被害状況の調査 ・被害情報の収集、整理の補助　・調査方法に関する助言 ・調査結果の整理方法に関する助言　・調査結果の整理補助 ・二次調査実施個所の判定基準に関する助言　・二次調査個所の選定 ・二次調査資料の作成　・他協定事業者等との連絡調整 （２）応急復旧 ・緊急措置、応急復旧の方法に関する助言 （３）災害査定資料作成 ・整理方法や整理内容に関する助言　・査定対象の判断基準に関する助言 ・作成補助 （４）その他甲、乙間で協議し必要となった業務
要請日時	令和　　年　　月　　日（　）　　AM　・　PM　　時　　分
要請期間	要請日から　　か月間　程度
要請人数	名
要請担当者及び連絡先	千葉市建設局下水道施設部下水道整備課 担当者 連絡先（電話）043-245-5426　（FAX）043-245-5594 （E-mail）seibi.COF@city.chiba.lg.jp
備考	

様式第４

令和　　年　　月　　日

千葉市長
　　神谷　俊一　様

（　業　務　実　施　者　）

下水道技術支援協力報告書

災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定第６条の規定に基づき、支援業務内容を次のとおり報告します。

施設名			
所在地			
支援業務の内容			
支援業務に 従事した日時及び期間	日時	自	年　　月　　日　　時
		至	年　　月　　日　　時
	期間	日間	
業務実施者			
従事した技術者の人数、 使用した資器材の 種類・数量等			
その他必要な事項			

（参考）

作　業　記　録　簿
日　報

千葉市長
　神谷　俊一　様

（業　務　実　施　者）

令和　　年　　月　　日

時刻	従事会社・氏名	内容	備考

【特記事項】
■主な仕事

■主な作業

■支援業務に関して支出した経費（証明書類を添付のこと。電車、バスについては省略可）